

●香川県監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年7月22日

香川県監査委員	林	勲
同	鍋嶋	明人
同	山田	正芳
同	十河	直

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成25年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
文書館	平成26年4月11日
県税事務所	平成26年4月18日
職員課（健康管理室）	平成26年5月14日
人権・同和政策課	〃
総務学事課	平成26年5月21日
財産経営課	〃
広聴広報課	平成26年5月27日
総務事務集中課	〃
税務課	平成26年5月28日
県民活動・男女共同参画課（県民室）	〃
人事・行革課	〃
営繕課	平成26年5月29日
国際課（パスポートセンター）	〃
秘書課	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出事務について

研修業務の委託について、契約書に定める効果測定結果の報告を受ける前に、研修終了をもって履行確認を行い、支出手続を行っていたものがあつた。（人事・行革課）

イ 旅費事務について

自家用車を使用した県内出張について、出張旅費が支給されていない日があつた。（職員課）

ウ 物品の管理について

(ア) 駐車券に係る郵便切手類受払簿について、指定管理期間が終了した指定管理者からの返

納枚数と翌年度への繰越枚数の記載はあるものの、物品出納命令者及び物品取扱員による確認の押印がなかった。(総務学事課)

(イ) 貸付物品であるパソコンについて、不用品として廃棄決定したにもかかわらず、6月以上処分できていなかった。また、物品の貸付先に廃棄決定の通知をした後で、不用品の決定及び廃棄処分の決定をしているものがあった。(職員課)

(3) 検討指示事項

該当事項なし